

目次

策定にあたって

| | |
|-----------------------|---|
| 1 計画改定の趣旨 | 1 |
| 2 境港市の取り組み経過・現状 | 1 |

計画の概要

| | |
|---------------|---|
| 1 基本理念 | 3 |
| 2 将来像 | 3 |
| 3 計画の性格 | 4 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 5 計画の体系 | 5 |

計画の内容（課題と施策）

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

| | |
|---|----|
| 課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する | 6 |
| 施策（1）男女共同参画の理解を広げる広報を推進します | 10 |
| 施策（2）男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します | 11 |
| 施策（3）子どもの男女共同参画の理解を促進します | 12 |
| 課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する | 13 |
| 施策（4）DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します | 15 |
| 施策（5）セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施します | 16 |

目標Ⅱ 活力あるまちづくり

| | |
|------------------------------------|----|
| 課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する | 17 |
| 施策（6）地域活動への男女共同参画を促進します | 20 |
| 施策（7）防災・復興分野における男女共同参画を促進します | 21 |
| 課題4 市政への男女共同参画を推進する | 22 |
| 施策（8）政策・方針決定過程への女性の参画を促進します | 23 |
| 施策（9）行政機関の男女共同参画を推進します | 24 |

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

| | |
|---|----|
| 課題5 就労の場における男女共同参画を推進する | 25 |
| 施策（10）男女平等の就労環境づくりを促進します | 27 |
| 施策（11）働きたい女性の就労を支援します | 28 |
| 施策（12）水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します | 29 |

目次

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

| | |
|---|----|
| 課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する | 30 |
| 施策（13）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解 促進を図ります | 33 |
| 施策（14）仕事と家庭生活等と両立できる環境づくりを推進します | 34 |

目標Ⅳ 笑顔のある暮らしづくり

| | |
|---|----|
| 課題7 暮らしの中の男女共同参画を推進する | 35 |
| 施策（15）男性にとっての男女共同参画の理解を促進します | 39 |
| 施策（16）家庭生活への男性の参画を促進します | 39 |
| 課題8 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める | 40 |
| 施策（17）高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます | 42 |
| 施策（18）障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます | 42 |
| 施策（19）DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを 進めます | 43 |
| 課題9 生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する | 44 |
| 施策（20）性に関する健康と権利の理解を深めます | 46 |
| 施策（21）生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策を推進します | 47 |

計画の推進

| | |
|--------------------------|----|
| 課題10 推進体制の整備 | 48 |
| 施策（22）市民組織・団体 | 48 |
| 施策（23）市役所庁内組織 | 48 |
| 施策（24）男女共同参画を推進していくための拠点 | 49 |
| 施策（25）連携・協働 | 49 |
| 課題11 計画の進行管理 | 49 |
| 施策（26）計画の進捗状況の把握 | 49 |
| 施策（27）市民意識の把握 | 49 |

■参考資料

| | |
|---------------------------------|----|
| ◇ 境港市子ども・子育て支援事業計画〔子育てと仕事の両立支援〕 | 50 |
| ◇ 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画〔体系〕 | 51 |
| ◇ 地域福祉計画、境港市障がい児者プラン〔体系〕 | 52 |
| ◇ 境港市男女共同参画推進条例 | 53 |
| ◇ 男女共同参画社会基本法（抄） | 58 |
| ◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄） | 62 |